

# 助成報告書

**【規程】第7条（助成を受けた者の報告義務）**

助成を受けた個人ないしは団体は、助成金の使途及びその成果等を同盟に所定の書式にて報告しなければならない。

**【報告項目】助成金の使途（1）及びその成果（2）**

（1）使途

- ① 研究、研究集会、講演会（日時・場所・主催者等）の内容
- ② 内容・概要（実施した集会要項等の添付可）
- ③ 助成金の使途明細書（領収書等のコピー添付要）

（2）その成果

→書式は [公益目的支出計画（助成）実施報告書] を使用してください。